

令和 7 年 6 月 4 日

第 2 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和7年6月4日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課課長補佐	西山 礼佳
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（金井 浩三）

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和7年第2回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

お早うございます。

今日は昨日と違って、いい天気になっておりますけども、季節としては、もう奄美とか沖縄が梅雨に入っているということです。若葉青葉香る新緑の季節から少しジメジメした梅雨の季節へと移り変わっているんだと思っております。

そういう中で、本日から6月定例会が始まります。

議員の皆様方には、全員の議員のご出席を頂きまして有難うございます。

どうか議員の皆様方には、日頃から町民の幸せの向上を願っての議員活動にご精励頂いておりますことと拝察しているところであります。

この議会に提出されております議案に対しまして忌憚のないご意見を頂戴して、私どもにとっても皆様方にとっても有意義な議会となりますことを心から願って冒頭のご挨拶とさせて頂きます。よろしくお願い致します。

議長（金井 浩三）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和7年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、14番 尾崎 忠義 君、3番 大平 恭大 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長、中野 一郎 君。

議会運営委員会委員長（中野 一郎）

会期の件でございますが、本日6月4日から6月23日までの20日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。以上です。

議長（金井 浩三）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より6月23日までの20日間とし、日程については6月4日、本日、提案説明、5日（木）から9日（月）まで休会、10日（火）一般質問、11日（水）一般質問、12日（木）総務教育常任委員会、13日（金）総務教育常任委員会予備日、14日（土）から22日（日）まで休会、23日（月）議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が11名となっており、10日（火）は通告順で1番から6番まで、11日（水）は通告順で7番から11番までと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より6月23日までの20日間とし、先に言いました日程によることに決定致します。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件でタブレットに掲載しております。

この1件を会期中の総務教育常任委員会に付託しましたので、報告します。

続いて監査委員より、現金出納検査執行状況報告、次に町長より、令和6年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和6年度多度津町一般会計事故繰越し繰越計算書、令和6年度多度津町公共下水道事業会計予算繰越計算書、令和6年度多度津町土地開発公社決算等状況、令和6年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況、及び令和6年度多度津町行政改革実施計画の実績の報告を受けております。

報告は、タブレットに掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましてもすでにタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4. 議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長補佐、西山 君。

税務課課長補佐（西山 礼佳）

お早うございます。

それでは、今回上程致しました議案につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）及び議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の3議案は関連のあることから、一括して提案説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が、本年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和7年4月1日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、まず議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

今回の主な改正内容でございますが、まず1つ目は、個人住民税関係と致しまして、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円を超え123万円以下の特定親族に対し、合計所得金額に応じて階段を設けて金額を控除する特定親族特別控除が創設されたことに伴い、関係法令の改正に係る条文の整備を行うものでございます。

2つ目は、軽自動車税関係でございますが、二輪車の車両区分の見直しとして排気量0.125リットル以下のバイクであっても最高出力を4キロワット以下に制御したものであれば、原付免許で運転出来るよう免許区分が変更されたことに伴い、新たに税率が設定されたものでございます。

そのほか、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、主な改正点についてご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。また、条例改正による施行日は改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、タブレットの3ページ中段をご覧ください。第18条は公示送達に関する規定で、公示送達の方法の定義を示した総務省令の改正に伴い、改正を行うものでござ

います。

また、4ページ中段の第18条の3は納税証明事項に関する規定で、第18条の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

施行日は、いずれも地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日であります。

4ページ下段の第34条の2は所得控除に関する規定で、特定親族特別控除の創設に伴い、その控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものでございます。施行日は令和8年1月1日であります。

5ページ中段の第36条の2は町民税の申告に関する規定で、特定親族特別控除の創設に伴い、個人住民税申告義務に係る規定の整備を行うものでございます。施行日は令和8年1月1日であります。

7ページ下段の第36条の3の2は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、申告書の記載事項について特定親族を追加するものでございます。施行日は令和8年1月1日であります。

8ページ中段の第36条の3の3は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行うものでございます。施行日は令和8年1月1日であります。

9ページ下段をご覧ください。第82条は種別割の税率に関する規定で、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、2輪の原動機付自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4キロワット以下に制御したものに係る税率を年額2,000円と定めるものでございます。施行日は令和7年4月1日であります。

10ページ下段をご覧ください。第89条は種別割の減免に関する規定で、第2項において軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、減免申請書の記載事項に係る規定の整備を行うものでございます。施行日は令和7年4月1日であります。

11ページ下段をご覧ください。第90条は身体障害者等に対する種別割の減免に関する規定で、第2項と第3項においてマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を追加するもので、併せて改正に伴う項ずれの整備を行うものでございます。施行日は令和7年4月1日であります。

13ページ下段をご覧ください。附則第10条の3は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、第14項において特定マンションに係る特例について申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用出来ることとする規定を新設するもので、併せて改正に伴う項ずれの整備を行うものでございます。施行日は令和7年4月1日であります。

14ページ下段をご覧ください。附則第16条の2の2は加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定で、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の算定方法

を改めるものでございます。施行日は令和8年4月1日であります。

17ページ下段をご覧ください。最後に本改正条例の附則と致しまして、第1条として施行期日を、第2条として公示送達に関する経過措置を、第3条として町民税に関する経過措置を、第4条として固定資産税に関する経過措置を、第5条として軽自動車税に関する経過措置を、第6条として町たばこ税に関する経過措置を、それぞれ定めるものでございます。

続きまして議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容でございますが、このたびの法改正に伴う条文の項ずれによる改正・整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用いてご説明させていただきます。

タブレットの3ページ下段をご覧ください。附則第12項は、固定資産税等の課税標準の特例に関する規定であります。法律改正に伴う適用条文の項ずれによる改正・整備を行うものでございます。施行日は令和7年4月1日であります。

4ページ上段から本改正条例の附則と致しまして、第1項として施行期日を、第2項として経過措置を、それぞれ規定するものでございます。

続きまして議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が、本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げる一方、低所得者層の負担軽減措置として5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の算定額を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

タブレットの3ページ下段をご覧ください。第2条は課税額に関する規定で、第2項において基礎課税額に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に、第3項において後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度を現行の24万円から26万円に引き上げるものでございます。

4ページ中段の第21条は国民健康保険税の減額に関する規定で、第1項第2号において5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の29万5,000円から30万5,000円に、第1項第3号において2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の54万5,000円から56万円に、それぞれ基準額を見直す改正でございます。

6ページ中段をご覧ください。最後に本改正条例の附則と致しまして、第1項として施行期日を、第2項として適用区分をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の説明とさせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第6号、職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山下 君。

町長公室長（山下 佐千子）

議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第6号、職員等の旅費に関する条例の一部改正についての3議案の提案説明を一括して申し上げます。

国において70年ぶりに旅費法的大幅改正が行われ、宿泊料については定額支給から実費支給への移行が示されました。本町としましても、今後、県内市町の対応状況を踏まえつつ、国に合わせました改正の有無を含めた旅費条例全体の見直しを行っていく必要があります。

しかし、旅費法の改正は多岐にわたる内容であり、相応の検討期間を要します。

一方で、コロナの影響が落ちつき、県外出張が増加している現状において、現行の宿泊料は近年の物価上昇や宿泊費の高騰に対応出来ておらず、近隣市町と比較しても低

い水準であることから、関係条例につきまして現行の定額支給制度を維持したまま、宿泊料の支給額のみを引き上げる所要の改正を行おうとするものです。

改正の主な内容につきましては、議案第4号では特別職の職員の宿泊料について、議案第5号では教育長の宿泊料について、議案第6号では職員等の宿泊料について、それぞれ県外での宿泊料を1夜当たり1,100円引上げようとするものです。

それでは議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページ中段をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。

別表第1に第3条関係である記載として（第3条関係）を追記し、別表第2には第5条関係である記載として（第5条関係）を追記し、県外の宿泊料を改正前が1万2,000円のところ、改正後1万3,100円とするものでございます。

1ページ下段をご覧ください。附則としまして、第1項は、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和7年4月1日から適用するものでございます。

また、第2項は、改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づき支給された旅費は改正後の条例の規定による旅費の内払いとみなすとするものでございます。

続きまして議案第5号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページ中段をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。

別表の県外の宿泊料を改正前が1万2,000円のところ、改正後1万3,100円とするものでございます。

1ページ下段をご覧ください。附則としまして、第1項は、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和7年4月1日から適用するものでございます。

また、第2項は、改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づき支給された旅費は、改正後の条例の規定による旅費の内払いとみなすとするものでございます。

続きまして議案第6号、職員等の旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページ中段をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。改正前の別表（第16条・第17条関係）を改正後の別表（第16条、第17条関係）とし、県外の宿泊料を改正前が1万2,000円のところ、改正後1万3,100円とするものでございます。

1ページ下段をご覧ください。附則としまして、第1項は、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものでございます。

また、第2項は、改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づき支給された旅費は、改正後の条例の規定による旅費の内払いとみなすとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号から議案第6号までの3議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第7号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

議案第7号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額100億1,800万円に、歳入歳出それぞれ9,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億1,500万円とするものです。

第2条は地方債の補正です。4ページをお開き下さい。第2表、地方債の補正に記載してありますように河川整備事業を3,260万円、消防施設整備事業を470万円、それぞれ補正するものです。

さて、このたびの補正予算のうち、歳出における増額補正は、民生費、衛生費、消防費、教育費などとなっています。

歳入における増額補正は、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債となっています。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

18ページをお開き下さい。款2. 総務費は5万8,000円の増額補正により18億3,838万1,000円に改めるもので、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の増額です。

20ページをお開き下さい。款3. 民生費は8,739万1,000円の増額補正により32億6,147万1,000円に改めるもので、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の増額です。

22ページをお開き下さい。款4. 衛生費は66万3,000円の増額補正により8億234万円に改めるもので、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費の増額です。

24ページをお開き下さい。款8. 土木費は財源内訳の変更及び予算科目の組替えです。

26ページをお開き下さい。款9. 消防費は792万5,000円の増額補正により4億501万3,000円に改めるもので、項1. 消防費、目4. 防災費の増額です。

28ページをお開き下さい。款10. 教育費は96万3,000円の増額補正により12億5,845万5,000円に改めるものです。項2. 小学校費は目3. 学校建設費88万円の増額です。項5. 社会教育費は目1. 社会教育総務費8万3,000円の増額です。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

10ページをお開き下さい。款14. 国庫支出金は8,805万4,000円の増額補正により12億9,486万3,000円に改めるもので、項2. 国庫補助金の増額です。内訳としては目1. 総務費国庫補助金8,739万1,000円、目7. 衛生費国庫補助金66万3,000円をそれぞれ増額するものです。

12ページをお開き下さい。款15. 県支出金は233万8,000円の増額補正により7億5,632万5,000円に改めるもので、項2. 県補助金、目7. 消防費県補助金の増額です。

14ページをお開き下さい。款18. 繰入金は120万8,000円の増額補正により9億1,251万円に改めるもので、項2. 基金繰入金、目2. 財政調整基金繰入金の増額です。

16ページをお開き下さい。款21. 町債は540万円の増額補正により2億9,330万円に改めるものです。項1. 町債の増額です。内訳としては、目3. 土木債70万円、目4. 消防債470万円をそれぞれ増額するものです。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額100億1,800万円に9,700万円を追加し、101億1,500万円に改めようとするものです。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第8号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第8号、教育委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員を務めて頂いております山本 恵美子 氏が令和7年6月30日をもって任期満了となることに伴い、後任として森 英雄 氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

森 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

教育委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項において、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとあります。

同氏におかれましては、長年、四箇小学校区の子ども会活動において中心的に活躍しており、自身のお子様が卒業後もサポーターとして活動を頂いております。

平成28年度からは、多度津町子ども会連合会の理事や監事を歴任されています。

よって、当町の教育行政に対し、社会教育活動の経験や地域の住民としての視点から誠意を持って取り組んで頂けるものと思っておりますので、教育委員として適任であ

ると考えております。

なお、任期については、令和7年7月1日から令和11年6月30日までの4年とするものであります。

よろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げて提案説明とさせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本日先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は原案どおり同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意することに決定致しました。

ここでお諮りします。

ただ今、提案理由を説明がなされました議案をより慎重に審議を期するため、多度津町議会会議規則第39号第1項の規定により、議案第1号から議案第7号までの7議案について、総務教育常任委員会に付託の上、審査することに致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号までの7議案を総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定致します。

日程第8、報告第1号、令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療の弾力条項の適用に関する報告についてです。

タブレットの準備をお願いします。

報告者の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

報告第1号、令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療の弾力条項の適用に関する報告を申し上げます。

地方自治法第218条第4項の規定に基づき、令和7年3月31日付で弾力条項を適用致しましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

弾力条項とは、特別会計のうち、その事業の経費を主として当該事業の経費に伴う収入をもって充てるもので、業務量の増加により、業務のために直接必要な経費に不足が生じたときは、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用出来るものというものでございます。

内容と致しましては、令和7年3月定例会において香川県後期高齢者医療広域連合の予算に合わせ、歳入歳出ともに減額したところ、予算以上の保険料収入があったため、保険料として納めている後期高齢者医療広域連合納付金が予算を超過したことによるもので、2ページ別記のとおり、38万9,000円について、弾力条項を適用したものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、報告第1号、令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療の弾力条項の適用に関する報告を申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、報告を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。

長時間にわたり、有難うございました。

一同、ご起立をお願いします。礼。

散会 午前9時46分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 7 年 6 月 4 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記